

訪問介護重要事項説明書

令和7年7月1日現在

1 当社の概要

法人名	有限会社ライフステージ
会社の所在地	東京都足立区千住三丁目7番地 平松HMビル201
代表者	取締役 金田 好正

事業所名	ライフステージひびき
所在地	東京都足立区千住三丁目7番地 平松 HMビル201
介護保険指定事業者番号	訪問介護（東京都 1372104453号）
サービスを提供する地域	足立区
損害賠償責任保険加入先	あいおい損害保険株式会社

(1) 職員体制

		常 勤	非常勤	計
管理者		1名		1名(サ責兼務)
サ 責	介護福祉士	4名		4名
	介護職員初任者研修等	0名		
サ 従	介護福祉士	3名	6名	24名
	介護職員初任者研修等	2名	13名	
計		9名	19名	28名

※サ責: サービス提供責任者 サ従: サービス従業者

(2) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00 ~ 18:00	早 朝 7:00 ~ 8:00	夜 間 18:00 ~ 20:00
平 日	○	○	○
土・日・祝	○	○	○

(3) 第三者評価受審状況

実施状況	①. あり 2. なし
実施日	平成26年10月20日
実施機関	株式会社アミュレット
結果の開示	1. あり ②. なし

2 サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、体位交換等、ご利用者の身体に直接接触して行う介助並びに、これを行うために必要な準備及び後片付け。
- ・ご利用者の日常生活動作能力や意欲の向上のためにご利用者と共に行う自立支援のためのサービス。

・その他、専門的知識・技術をもって行うご利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービス。

(2) 生活援助

調理、掃除、洗濯等、身体介護以外のご利用者本人の日常生活の援助であり、ご利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、ご本人やご家族が家事を行うことが困難な場合にご利用できます。

3 利用料金

(1) 訪問介護

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、基本料金(料金表)の1～3割です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

〔特定事業所加算Ⅱ 料金例(目安)〕

	単位数	利用金額	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
生活援助2	197	2,245 円	225 円	449 円	674 円
生活援助3	242	2,758 円	276 円	552 円	828 円
身体介護01	179	2,040 円	204 円	408 円	612 円
身体介護1	268	3,055 円	306 円	611 円	917 円
身体介護2	426	4,856 円	486 円	972 円	1,457 円
身体介護3	624	7,113 円	712 円	1,423 円	2,134 円
身体介護に引き続き生活援助を行う場合、以下の単位等を加算(円未満の端数処理により金額に誤差が生じる場合あり)					
	単位数	利用金額	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
20分以上45分未満	71	809 円	81 円	162 円	243 円
45分以上70分未満	143	1,630 円	163 円	326 円	489 円
70分以上	214	2,439 円	244 円	488 円	732 円

〔加算について〕

1、初回加算	2,280 円
--------	---------

初回加算は、新規に訪問介護計画を作成したご利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行した場合の加算です。

2、緊急時訪問介護加算	1,140 円
-------------	---------

緊急時訪問介護加算は、ご利用者やそのご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合の加算です。

3、生活機能向上連携加算	【Ⅰ】 1,140 円	【Ⅱ】 2,280 円
--------------	-------------	-------------

生活機能向上連携加算とは、ご利用者の在宅における生活機能向上を図る観点から、訪問リハビリサービス提供責任者とリハビリテーション専門職と共同して行なったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成した場合の加算です。

4、特定事業所加算Ⅱ	所定単位に10%乗じた金額(上記の料金表参照)
------------	-------------------------

介護福祉士等の人材を確保し、質の高いサービスを提供する体制を構築している事業所を評価する加算です。

5、介護職員等処遇改善加算 I	所定サービス単位数に24.5%乗じた金額
-----------------	----------------------

介護職員等の確保、介護職員等の処遇改善を図るための加算です。

- * 生活援助60分以上は介護保険サービスのご利用はございませんが、引き続きの有料サービスのご利用は可能です。(料金は別紙にて)
- * 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後8時)帯は 25%増しとなります。
- * 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- * やむを得ない事情で、且つご利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金になります。
- * 訪問介護サービスの利用について、公的介護保険の適用を受ける場合には、消費税は非課税です。

(注)介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払わない場合があります。その場合は一旦介護保険の基本料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、足立区の窓口に提出しますと差額の払い戻しを受けることができます。

(2)キャンセル料

キャンセルの場合は、サービス実施日の前日の午後 6 時までにご連絡がなかった場合には、キャンセル料が発生します。

- * ただし不可抗力時、または緊急やむを得ない事情の時は除きます。
- * 訪問介護員が訪問した際にご不在の場合はご自宅前に 20 分待機させていただきます。お戻りになられずサービス不成立の場合はキャンセル扱いとさせていただきます。

サービス実施日の前営業日の午後 6 時までにご連絡頂いた場合	無 料
ご連絡が遅れた場合または、ご連絡を頂かなかった場合	1,000 円

(3)料金のお支払方法

毎月、15日以降に前月分の請求書をお渡しします。お支払い頂きますと、領収証を発行します。お支払い方法は、基本的に金融機関からの引き落としとさせていただきます。

4 個人情報の利用目的

当事業所はご利用者の個人情報を厳正に取り扱うとともに、以下の利用目的に使用します。

- (1)事業者が、ご利用者に提供する居宅サービスに関わる業務。
 - ・アセスメント ・モニタリング ・ケアプラン
 - ・サービス提供に関わる計画 ・提供したサービス記録
- (2)ご利用者に居宅サービスを提供するための、他のサービス事業者等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答。
- (3)ご利用者に関わる事業所内の管理運営。
 - ・計画、変更、解約等の管理 ・会計、経理 ・事故等の報告
 - ・サービス向上のための研修等
- (4)ご利用者の生命・身体・財産の保護のために必要があり、緊急性がある場合の医療機関等への情報提供。
- (5)ご利用者の同意を得ることが困難である時のご家族等への心身の状況説明。
- (6)審査支払機関への請求業務等の介護保険事務。
- (7)市区町村または審査支払機関からの照会への回答。

- (8) 国の機関もしくは地方公共団体または委託を受けた者に対する業務としての報告または回答
- (9) 損害賠償等に関わる保険会社等への相談または届出。

5 サービスの利用方法

- (1) 通院介助、薬取りなどのサービス提供にともなう訪問介護員の交通費や買物代金は、ご利用者がその場でお支払いください。
- (2) サービス提供するために使用する水道、ガス、電気等の料金はご利用者負担となります。また介護用品、衛生用品についてもご利用者宅でご用意いただきます。
- (3) サービス提供する上で事業者との連絡が必要な場合、または緊急時、ご利用者宅の電話をお借りすることがあります。その際、通話料はご利用者負担となりますのでご了承ください。
- (4) サービス時間の延長や臨時依頼による訪問があった場合は別途料金が加算されます。
- (5) 感染症の疑いがある場合は、感染予防のため診断書提出などご協力いただく場合があります。
- (6) 訪問介護員に対する贈答品や接待はご遠慮させていただきます。
- (7) 訪問介護員へのハラスメントに該当する行為には、必要な措置を講じます。

6 当事業者の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ・ 当事業者は、地域に密着したサービス提供を心がけて、サービス提供責任者と訪問介護員の連絡を密にして、ご利用者の身体状況、生活状況の把握に努めます。
- ・ 当事業者は、ご利用者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の援助を行い、生活の質の向上を目指した在宅生活が維持できるよう支援いたします。

(2) サービスの実施概要

- ・ 訪問介護サービスは、居宅サービス計画（居宅サービス計画書）および訪問介護計画（訪問介護計画書）に基づいて提供いたします。
- ・ 居宅サービス計画および訪問介護計画（訪問介護計画書）で定められた以外の業務を訪問介護員に依頼することはできません。
- ・ サービス内容の変更に関しては、ご利用者またはご家族が直接訪問介護員に指示することはできません。サービス実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。
- ・ サービス内容の変更については、介護支援専門員またはサービス提供責任者にご依頼ください。

(3) 担当する訪問介護員について

- ・ サービスの提供にあたっては、介護の資格をもった訪問介護員が行います。
- ・ 当事業者の選任した訪問介護員がサービスを行います。ご利用者またはご家族が訪問介護員を指名することはできません。
- ・ 選任された訪問介護員の交代を希望される場合、その訪問介護員が不相当と認められる事情、その他交代を希望する理由を明らかにして、交代を申し出ることができます。
- ・ 基本的には、複数の訪問介護員がサービスを提供させていただきます。
- ・ 事業者の都合により訪問介護員を交代することがあります。その場合、ご利用者またはご家族に対してサービスご利用上の不利益が生じないよう十分配慮いたします。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中にご利用者の容態に変化等があり、緊急の対応が必要と判断される場合は、事前の打ち合わせにより決めさせていただいた、親族、主治医、救急隊、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。（原則として訪問介護員は救急車への同乗はいたしません）

8 虐待防止に関する対策

ご利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために虐待防止委員会を設置し、指針の整備や研修を実施します。虐待を受けたと思われる事案をサービス提供中に発見した場合は、速やかに関係機関に報告します。

9 身体拘束の適正化

ご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

10 業務継続計画

- ① 災害時 非常災害やその他緊急の事態に備え、業務継続計画を作成し研修等を行います。災害等の発生時には、業務継続計画に基づき対応します。
- ② 感染症 感染症の発生や再発防止のために感染症対策委員会を設置し、指針の整備や研修を行います。事業所内の衛生管理やサービス提供時の感染対策を行い、感染症の予防に努め感染症発生時には業務継続計画に基づき対応します。

11 相談窓口及び苦情相談窓口

・事業所相談窓口

ライフステージひびき

担 当： 小林 愛弓

03-5813-0371

・足立区介護保険課 事業者指導係

03-3880-5746

・足立区基幹地域包括支援センター

03-6807-2460

・東京都国民健康保険連合会

苦情相談窓口専用

03-6238-0177

訪問介護サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。また、個人情報の提供は必要最低限とし提供にあたっては関係者以外に漏れることの無いよう細心の注意を払います。

事業所 所在地 東京都足立区千住 3-7 平松 HMビル 201
事業所名 有限会社ライフステージ ライフステージひびき

代表者 取締役 金 田 好 正 ㊞

説明者 _____ ㊞

私は、本書面により、事業所から訪問介護サービスについての重要事項の説明を受けました。
また、私及び家族の個人情報については、説明を受けた内容により必要最低限で使用することに同意します。

令和 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

家 族

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄) ㊞

訪問介護重要事項説明書

(有)ライフステージ
ライフステージひびき